

人種差別撤廃条約第3～6回我が国政府報告審査

上田人権人道担当大使冒頭ステートメント（仮訳）

2010年2月24日

議長並びに人種差別撤廃委員会委員の皆様、

人種差別撤廃条約第3～6回日本政府報告に対する同委員会による審査に際し、日本政府代表団を代表して、一言申し上げます。

本日、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の第3～6回日本政府報告に対する人種差別撤廃委員会の審査に参加し、尊敬する本委員会と建設的な対話の機会を得られたことを光榮に思います。

昨年9月、新内閣発足直後、NY国連総会において鳩山総理は、新政権が内政・外交の課題に全力で取り組むにあたり、基本とする理念として友愛の精神に言及しています。友愛とは、自分の自由と自分の人格の尊厳を尊重すると同時に、他人の自由と他人の人格の尊厳をも尊重する考え方であり、本条約の実施に当たっても、この考え方を基本としてゆきたいと考えています。さらに、鳩山総理は、1月の通常国会における施政方針演説では、「いのちを守る」をテーマとし、例えば、「若者、女性、高齢者、障害のある方々など、すべての人が孤立することなく、能力を活かし、生きがいや誇りを持って社会に参加できる環境を整えるため、妨げとなっている制度や慣行の是正に取り組みます」と明確に述べています。

我が国は、すべての人権及び基本的自由は普遍的な価値であり、国際社会の正当な関心事項であるとの考えの下、「対話」と「協力」の姿勢に立って、人権の保護・促進に積極的に取り組んでいます。その一環として、2008年8月、我が国は人種差別撤廃条約が保障する権利の国内実施に関する取組を第3～6回政府報告として人種差別撤廃委員会に提出いたしました。我が国は、右報告に加え、人種差別撤廃委員会から出された本審査のための事前質問票への回答も最大限の協力姿勢をもって作成しました。

人種差別撤廃条約は、人種主義等に対する取組における主要なメカニズムであ

り、世界各地における同条約の普遍的实施は、人種差別がない社会を形成する上で重要です。当然ながら、条約は締結だけでなく、そこに含まれる権利を、どれだけ締約国が国内的に保護・促進しているかが重要になってきます。そのためにも、今般、本委員会の審査を受けることで、我が国の本条約の国内実施状況を、国際的見地から客観的に検証し、右を今後の国内政策に反映させていく機会を得られることは非常に有意義であると考えます。本審査によって我が国の人権状況の更なる改善のための様々な意見を得られることを嬉しく思います。

人種差別撤廃委員の皆様、

ここで我が国の主要な取組につき説明申し上げます。

第一に、我が国は、アイヌ民族の人権を尊重した総合的政策を確立するよう積極的な施策に取り組んでいます。2007年、国連総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択された後、2008年6月に我が国国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択されました。政府は、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとの認識を示し、アイヌの委員も参加する「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置しました。同懇談会は、3度現地視察を行いアイヌの人々と意見交換を実施し、2009年7月末、アイヌ関連政策について提言を含む報告書を提出しました。

同報告書においては、今後のアイヌ政策は、アイヌの人々が先住民族であり、その文化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に基づき、アイヌの人々の意見に真摯に耳を傾け、我が国及びアイヌの人々の実情に応じてアイヌ政策の確立に取り組むべきであるとの考え方が示されました。また、その政策展開にあたって、アイヌのアイデンティティの尊重、多様な文化と民族の共生の尊重、及び国が主体となった政策の全国的実施、の3つを基本理念としていくことが提言されました。今後の具体的な政策としては、アイヌの歴史や文化などについて国民の理解を促進するための教育・啓発の取組、民族共生の象徴となる空間として公園等の整備、アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興、伝統的なアイヌ工芸品等に関するアイヌブランドの確立などの産業振興のほか、北海道外のアイヌの人々の生活の実態等を調査把握した上で、生活向上関連施策を全国に拡大して実施すること等が提言されています。

政府は、2009年8月に、アイヌ政策を総合的に取り組むため、内閣官房に「アイヌ総合政策室」を設置し、また、2009年12月に、複数のアイヌ

の委員も参加する「アイヌ政策推進会議」を開催することを決め、先月、第1回目を開催し、来月には、第1回目の作業部会を開催する予定です。今後は定期的に開催し、政策の具体化の検討や政策のフォローアップを進めていきます。

昨年10月の国会における鳩山総理の所信表明演説においても、「先住民族であるアイヌの方々の歴史や文化を尊重するなど、多文化が共生し、誰もが尊厳をもって、生き生きと暮らせる社会を実現する」との発言があったように、今後、政府は、アイヌの人々が、アイヌとしてのアイデンティティの誇りを持って選択し、文化の伝承・継承を可能とする環境の整備を図っていきます。

次に人権教育・啓発については、我が国は、全ての人々が人権を享有し、他人の人権についても正しく理解し相互に人権を尊重し合うことが必要であるとの考えの下、人権教育・啓発を重視しており、2000年12月、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。同基本計画において、法務省の人権擁護機関では、外国人に対する偏見や差別を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化しています。

法務省の人権擁護機関では、人権啓発、人権相談、人権侵害事件の調査処理などを行っており、これらの活動を通して、全ての人の人権が守られるように努力しています。特に、2004年には、迅速・柔軟・適正な調査救済活動ができるよう、人権侵害事件調査処理規程を全面的に改正し、これに基づき、人種差別行為を含む人権侵害事案を認知した場合は、速やかに救済手続を開始することとし、関係行政機関と連携を図りつつ所要の調査を行うこととしています。調査の結果、人種差別等の人権侵害の事実が明らかになった場合には、加害者に対してそのような行為を止めるよう勧告・説示したり、被害の救済又は予防について実効的な対応をすることができる者に対し、必要な措置をとるよう要請するなど、事案に応じた様々な措置を講じて被害者を救済するとともに、関係者に対して人権思想の啓発を行うなどして、人種差別行為等の人権侵害行為の再発防止に努めています。

また、人権救済の観点からは、我が国は、人権侵害を許さずその救済を速やかに実現する、政府からの独立性を有する国内人権機構の創設に向けて現在検討を進めています。2002年に政府が国会に提出した人権擁護法案では、人権侵害に対して、政府からの独立性を有する人権委員会が簡易・迅速・柔軟に救

済を図ることとしていましたが、同法案は、2003年10月、衆議院の解散に伴い廃案になりました。昨年9月に成立した新しい内閣では、国内人権侵害救済機関の創設を重要な課題と位置づけて取り組んでいくこととしています。

最後に、難民受入政策について、我が国は、国際貢献及び人道支援の観点から、タイの難民キャンプで避難生活を送っているミャンマー難民を第三国定住の枠組みで2010年度から3年間パイロットケースとして合計約90名を受け入れることを決定し、先般、現地において受入れのための面接を実施し、現在着々と準備を進めているところです。これはアジア地域では初の試みであり、国際社会からも高い評価をいただいております。第三国定住難民を受け入れるにあたり、国内の関係行政機関やNGOが、相互に協力し生活ガイダンスや日本語教育を実施する他、職業紹介又は職業訓練を行うなど、しっかりとした定住支援を行う所存です。

人種差別撤廃委員の皆様、

我が国は、憲法及び本条約の前文の精神を踏まえ、人種、民族等も含めいかなる差別も許すことなく、今後も人権状況を改善すべく、たゆまぬ努力を行っていく所存です。また、人種差別撤廃条約に関する今回の重要な審査において、我が国代表団は、委員の皆様の関心事項に対し誠意を持って最大限の回答を行う用意があります。有意義な議論が行われることを希望いたします。

有り難うございました。

(了)